

復興に向けた生活支援

ここでは、令和2年7月豪雨により被災された皆さまの生活再建への取り組みを支援する各種支援制度を紹介。

支援を受けるための要件や申請方法など、詳しくは各担当課へお問い合わせください。

1 被災者生活再建支援制度

住宅に多大な被害を受けた世帯に、「住宅の被害程度」と「再建方法」に応じて支給します。

▶対象

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体する世帯
- ③災害による危険な状態が続き、住宅に居住不能な状態が長期間続く世帯
- ④住宅が「大規模半壊」した世帯

▶支給額

(1)基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給

住宅の被害程度	全壊 (①に該当)	解体 (②に該当)	長期避難 (③に該当)	大規模半壊 (④に該当)
複数世帯	100万円			50万円
単身世帯	75万円			37.5万円

(2)加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

▶必要なもの

- ・り災証明書、住民票など
 - ・印かん
 - ・預金通帳の写し(金融機関、支店、種別、口座番号、名義(フリガナ)が書かれているもの)
 - ・市町村発行解体証明書または滅失登記簿謄本、解体前写真、解体理由書
- ※半壊、大規模半壊のり災証明を受けた人で、解体した場合

・住宅の購入などが分かる契約書など(加算支援金を申請する場合)

▶申請期間

- ・基礎支援金 令和3年8月3日まで
- ・加算支援金 令和5年8月3日まで

▶問い合わせ

ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115

2 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

お亡くなりになった人の遺族(災害弔慰金)や重度の障がいを受けた人に支給されます。

▶災害弔慰金

亡くなった人が生計維持者の場合 500万円
生計維持者以外の場合 250万円

※弔慰金の額は、死亡者の世帯における生計維持者の状況により異なります。

▶災害障害見舞金

重度の障がいを受けた生計維持者 250万円

重度の障がいを受けたその他の人 125万円

▶必要なもの

医師による診断書

▶問い合わせ

ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115

3 被災住宅応急修理制度

日常生活に必要な最小限度の部分を自ら修理する資力のない世帯に、応急的に補修する経費を補助します。業者はどこの業者でも可(後で町の指定業者にします)。

▶内容

被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の応急修理

▶対象(次の全てに当てはまる人)

- ①半壊・大規模半壊または準半壊の被害を受けたこと
- ※全壊の住宅でも、応急修理で居住可能な場合は除く。
- ②被災された人(世帯)が、応急修理で被害を受けた住宅での生活ができること

※応急仮設住宅やみなし応急仮設を利用する場合は相談してください。

▶限度額

半壊・大規模半壊 59万5千円
準半壊 30万円

▶必要なもの

り災証明書

▶問い合わせ

振興課管理班 ☎78-3112

4 被服、寝具、その他生活必需品などの給与

住家の全壊、半壊または床上浸水などにより、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失または損傷などにより使用できず、すぐに日常生活を営むことが困難な人に生活必需品を支給します。

▶限度額

(1)全壊

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6世帯以上1人増すごとに加算
18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円

(2)半壊・床上浸水など

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6世帯以上1人増すごとに加算
6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円

▶必要なもの

り災証明書

▶問い合わせ

ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115

5 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

▶対象

県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする被災者

▶限度額 原則1世帯10万円以内(条件次第で20万円)

▶据置期間 貸付の日から1年以内

▶償還期間 据置期間終了後2年以内

▶貸付利子 無利子

▶問い合わせ

津奈木町社会福祉協議会 ☎61-2940

復興に向けた生活支援

■津奈木町役場問い合わせ

- ・総務課 ☎ 78-3111
- ・政策企画課 ☎ 78-3114
- ・振興課 ☎ 78-3112
- ・ほけん福祉課 ☎ 78-3115
- ・住民課 ☎ 78-3113
- ・教育委員会 ☎ 78-5400

6 災害援護資金

世帯主が負傷した世帯や、住居・家財に被害を受けた世帯に生活の立て直しに必要な資金の貸付を行います。

▶貸付要件(所得制限)

世帯人員	町民税における平成31年中の総所得額	
1人	220万円	ただし、その世帯の住居が滅失した場合は1,270万円。
2人	430万円	
3人	620万円	
4人	730万円	
5人以上	1人増えるごとに730万円に30万円を加算した額	

▶貸付限度額

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の負傷：なし	世帯主の負傷：あり
家財・住居に損害なし	—	150万円
家財の損害がありかつ住居に損害なし	150万円	250万円
住居の半壊・大規模半壊	170万円(250万円)	270万円(350万円)
住居の全壊	250万円(350万円)	350万円
住居の全体が滅失または流失など	350万円	

※被災した住居を建て直すときに、住居の残存部分を取り壊すなど特別な事情がある場合は()内の額になります。

- ▶利率 年1.5%(据置期間中は無利子)
- ▶据置期間 3年(特別の場合5年)
- ▶償還期間 10年(据置期間を含む)
- ▶連帯保証人 必要(弁済の資力を有すること)
- ▶問い合わせ ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115

7 応急仮設住宅

自らの資力では住居が確保できない被災者に、簡単な住宅を仮設し提供するものです。応急仮設住宅の建設は現在検討中です。

▶問い合わせ

振興課管理班 ☎78-3112

8 みなし応急仮設住宅

自らの資力では住居が確保できない被災者に、県が民間住宅を借り上げて無償で提供しています。

▶対象(次の全てに当てはまる人)

- ・令和2年7月4日時点で本町に住所を有していた人
 - ・今回の災害で住居が全壊または大規模半壊
 - ・ライフラインの途絶や避難指示などで、長期にわたり自らの住居に住めない人や、「半壊」でも家屋の解体・撤去で住めない人は対象となることがあります。
 - ・応急仮設住宅を利用していない
- ※災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用する場合は相談してください。

▶入居申込時期

7月17日(金)から

▶期間

住み始めてから原則2年以内

▶家賃

原則月6万円以内(5人以上は9万円)
※県(借主)と貸主・被災者(入居者)の三者により賃貸借契約を結ぶことが必要です。

▶相談窓口

被災された人に民間賃貸住宅を紹介するため、不動産関係団体が協力して、無料の相談窓口を開設しています。詳しくは、不動産関係団体による相談窓口(☎0120-030-338、受付10:00~17:00)にお問い合わせください。

▶問い合わせ

振興課管理班 ☎78-3112

9 土砂の撤去

土砂崩れなどにより宅地内に土砂・落石・倒木などが堆積している人を対象に、土砂などの撤去を町が行います。

▶対象

土砂などが堆積した宅地の所有者または利用者
※小屋などの居住家屋ではない建物・敷地の場合も対象です。

▶手続き

総務課に申請してください。その後、町が撤去業者に直接依頼し、費用も町が負担します。

▶締切日 8月14日(金)

▶必要なもの

- ・申請書
- ・被災状況写真(二方向)
- ・印かん

▶問い合わせ

総務課総務班 ☎78-3111

10 国民年金保険料免除制度(特例)

▶対象 被災、住宅、家財その他の財産について、約2分の1以上の損害を受けた人

▶免除期間

令和2年6月~令和4年6月分

▶必要なもの

・り災証明書(無い場合は住民課住民班備え付けの被災状況届に記入)

・保険金、損害賠償金の支給金額などが分かる証明書(支給される場合のみ)

▶問い合わせ

住民課住民班 ☎78-3113
八代年金事務所 ☎0965-35-6143

復興に向けた生活支援

■津奈木町役場問い合わせ

- ・総務課 ☎ 78-3111
- ・政策企画課 ☎ 78-3114
- ・振興課 ☎ 78-3112
- ・ほけん福祉課 ☎ 78-3115
- ・住民課 ☎ 78-3113
- ・教育委員会 ☎ 78-5400

11 町民税の減免

▶対象

- ・前年の合計所得金額が1,000万円以下
- ・災害で自己の所有する居住用の住宅または家財に30%に相当する額以上の損害を受けた人
- ※損害額は、保険金などにより補てんされるべき金額を除いた額。

▶必要なもの

- ・り災証明書
- ・その他損害が分かるもの
- ・保険金などの補てんがある場合は、その金額が分かるもの
- ・本人確認書類
- ・印かん

▶減免期間 令和2年度の町民税で7月以降納期分

▶減免割合

損害の程度 前年の合計所得金額	損害が30%~50%未満 軽減・免除割合	損害が50%以上 軽減・免除割合
500万円以下	2分の1	全額
700万円以下	4分の1	2分の1
1,000万円以下	8分の1	4分の1

▶問い合わせ

住民課税務班 ☎78-3113

12 固定資産税の減免

【土地】 土地が流失、水没、埋没、崩壊し利用できなくなった場合に適用されます。

▶減免割合

損害の程度	軽減・免除の割合
被害面積が土地の面積の8割以上	10割
被害面積が土地の面積の6割以上8割未満	8割
被害面積が土地の面積の4割以上6割未満	6割
被害面積が土地の面積の2割以上4割未満	4割

【償却資産】 事業用資産が被害を受けた場合で、減免割合は家屋の例にそって適用されます。

【家屋】

▶減免割合

損害の程度	軽減・免除の割合
全壊、流出、埋没などで家屋の原型をとどめないとき	10割
主要構造部分が激しく損傷し、大修理を必要とする場合で家屋価格の6割以上の価値を減じたとき	8割
屋根、内装、外壁、建具などに損傷を受け、居住または使用目的を激しく損じた場合で、家屋価格の4割以上6割未満の価値を減じたとき	6割
下壁、畳などに損傷を受け、居住または使用目的を損じ、修理または取り替えを必要とする場合で、家屋価格の2割以上4割未満の価値を減じたとき	4割

▶問い合わせ 住民課税務班 ☎78-3113

13 国民健康保険税の減免

▶対象

災害で納税義務者などが所有する居住用の住宅または家財に30%に相当する額以上の損害を受けた人
※損害額は、保険金などにより補てんされるべき金額を除いた額。

▶減免割合

損害の程度	軽減・免除の割合
全壊	10割
半壊	5割
一部損壊、床上浸水	3割

▶必要なもの

- ・り災証明書
- ・その他損害が分かるもの
- ・保険金などの補てんがある場合は、その金額が分かるもの
- ・本人確認書類
- ・印かん

▶減免期間 令和2年度の国民健康保険税で7月以降納期分

▶問い合わせ

住民課税務班 ☎78-3113

14 介護保険料の減免

▶対象

- ・前年の合計所得金額が1,000万円以下
- ・第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する人
- ・災害により住宅、家財またはその他の財産の価格に30%以上の損害を受けた人
- ※損害額は保険金、損害賠償金などにより補てんされるべき金額を除く。
- ※徴収猶予もあります。詳しくはお問い合わせください。

▶必要なもの

- ・り災証明書
- ・その他被害が分かるもの
- ・保険金などの補てんがある場合はその金額が分かるもの

- ・本人確認書類
- ・印かん

▶減免期間 令和2年度の介護保険料で7月以降納期分

▶減免割合

損害程度 合計所得金額	減免の割合	
	30~50%未満	50%以上
500万円以下	2分の1	全額
750万円以下	4分の1	2分の1
1,000万円以下	8分の1	4分の1

▶問い合わせ ほけん福祉課保険班 ☎78-3115

15 各種証明書の交付手数料の免除

▶対象 次のどれかに当てはまる場合

- ・公営住宅などに入居する場合
- ・国、地方公共団体の援助を受ける手続きで提出が義務付けられている場合
- ・家屋などの滅失登記を行う場合
- ・災害復旧のために保険金を請求する場合
- ・災害復旧のために融資を受ける場合 など

▶手数料免除の証明書

住民票の世帯票・個人票、印かん証明、印かん登録証の再交付、納税に関する証明、資産に関する証明

▶申請方法

各種証明書発行申請時に、り災証明書の提示と申請理由を記入

▶問い合わせ

住民課住民班・税務班 ☎78-3113

復興に向けた生活支援

16 災害見舞金

▶対象

災害発生時に本町に居住し、その災害を受けた住家に現に居住していた世帯の世帯主

▶必要なもの

り災証明書の写し、通帳の写し、死亡診断書の写し(弔慰金のみ)、印かん

▶金額

区分	被害区分	基準	金額
弔慰金	死亡	1人	50,000円
	人的被害 重傷者(全治1か月以上)		30,000円
見舞金	住家被害	全壊	50,000円
		大規模半壊	40,000円
		半壊	30,000円
		準半壊	20,000円
		準半壊に至らない(一部損壊)	10,000円

▶問い合わせ ほけん福祉課保険班 ☎78-3115

17 さくら団地分譲被災者優遇措置

▶対象 豪雨災害で全壊・大規模半壊・半壊と判定され、さくら団地の分譲地を購入する人(1世帯1区画のみ対象)

※町分譲地定住促進事業補助金、町分譲地販売子育て支援助成金を受ける人は対象外です。

▶優遇内容 販売価格の50%減額

▶必要なもの 被災者優遇措置申請書、り災証明書など

▶問い合わせ

総務課財政班 ☎78-3111

18 その他の手続きや相談など

▶法律相談などの窓口

【日時】平日17:00~20:00

閩県司法書士会 ☎0120-120-835

▶自動車に被害を受けた場合

【内容】車検証の有効期限の延長

閩九州運輸局 ☎092-472-2312

▶運転免許証をなくした場合

【内容】再交付や車庫証明書手数料の免除など

閩県運転免許センター ☎096-233-0110

▶預貯金通帳、印かんをなくした場合

各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社などの窓口

閩ゆうちょコールセンター ☎0120-108-420

金融庁相談ダイヤル(平日10:00~17:00)

☎0120-156-811

▶災害ボランティア

【内容】支援依頼、活動への参加

閩芦北・津奈木広域災害ボランティアセンター

☎0966-83-8335